



令和 8 年 8 月 5 日

愛知労働局長
久 知 良 俊 二 殿

愛知地方最低賃金審議会
会 長 中 山 徳 良

愛知県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 8 年 7 月 2 日付け愛労発基 0702 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、別紙 2 のとおり令和 6 年 10 月 1 日発効の愛知県最低賃金（時間額 1,077 円）は、令和 6 年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、愛知県最低賃金の改正決定に当たっては、愛知労働局に対し、別紙 3 の事項を強く要望する。

別紙1

愛知県最低賃金

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,195 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年10月1日

別紙2

愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 愛知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 1,077 円
- (3) 発効日 令和 6 年 10 月 1 日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者 18 歳～19 歳・単身世帯
- (2) 対象年度 令和 6 年度
- (3) 生活保護費（令和 6 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）の愛知県内人口加重平均
に住宅扶助の実績値を加えた金額（104,423 円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 か月換算額（注）と上記 2 の（3）に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（注）1 か月換算額

$1,077 \text{ 円（愛知県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 か月平均法定労働時間数）} \times 0.824 \text{（令和 6 年度可処分所得の総所得に対する割合）} = 154,238 \text{ 円}$

愛知労働局に対する要望

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備のため、特に中小企業・小規模事業者に十分配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること。
- 2 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種助成金等を活用し、賃上げを実現できるよう、政府の掲げる生産性向上等に向けた支援や経営支援の一層の強化を図ること。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が十分に活用できるよう、必要な支援の充実を図るとともに、具体的事例を活用した周知等を徹底すること。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の拡充を図ること。
- 3 各種助成金等については、中小企業・小規模事業者において申請事務を担う人材や申請に関する知識・経験が不足している実情を踏まえ、申請手続の簡素化を進めるとともに、専門家による相談支援や申請事務の支援体制の充実を図り、企業が円滑に制度を活用できる環境を整備すること。
- 4 最低賃金の引上げに伴い、タクシー事業や医療・福祉分野など、制度上、価格や報酬の改定に一定の制約がある事業において、人件費の増加分を速やかに価格や報酬に反映することが困難である実情を十分に把握し、その実情を踏まえた対応が図られるよう、関係機関に対し必要な働きかけを行うこと。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、特段の配慮を行うこと。